

伝統芸能プロモーション事業委託業務 仕様書

1 業務名

伝統芸能プロモーション事業委託業務

2 業務の目的

本町では、平成29年度から10年間の総合的なまちづくりの指針となる第2次北広島町長期総合計画（以下「長期総合計画」という。）と、長期総合計画との整合を図りながら重点施策を取りまとめた第3期北広島町総合戦略（以下「総合戦略」という。）を策定した。

長期総合計画は、本町のめざす将来像を「新たな感動・活力を創る北広島～人がつながり、チカラあふれるまち～」と定め、5つの重点方針に基づき施策を実施している。

また、総合戦略は、本町における人口の現状と今後の展望を示した「人口ビジョン」を踏まえて策定しており、行政をはじめ、住民、地域、団体、企業など町全体で地方創生を推進している。

本業務は、本町が誇る重要な観光資源である伝統芸能（「神楽」やユネスコ無形文化遺産「壬生の花田植」など）の継承と持続的な活動を推進し、これらを活用して町の知名度向上および地域経済の活性化を図るとともに、交流人口を関係人口へと転換し、「移住・定住」につなげる仕組みづくりを目的として委託するものである。

3 業務実施期間

契約締結日から令和8年3月31日

5 業務内容

本委託業務は、以下の業務内容とする。なお、この仕様書は、伝統芸能プロモーション事業委託業務に必要と思われる事項を示しているもので、プロポーザルにおいて決定した事業者の企画提案による実施を基本とするが、協議のうえ調整する場合がある。

また、本事業は内閣官房の「新しい地方経済・生活環境創生交付金」を活用して実施する業務であるため、別紙「第2世代交付金実施計画【神楽と花田植を活用した活力創出プロジェクト】」（以下「交付金実施計画」という。）の計画内容に沿った企画提案とすること。ただし、交付金実施計画C. 交付対象事業の概要中、＜ソフト事業＞「神楽振興計画の策定」「都市部でのプロモーション展開」「海外公演の実施」および＜拠点整備事業＞は除く。

（1）業務実施体制

1. 業務実施に係る工程表を提示し、実施については適正な人員体制及び専門知識を有した実績ある人員を配置すること。
2. 見積書は提案内容を踏まえたもので、項目の明細については人員数や運営費等の細目まで記載し、適正な見積もり金額を提示すること。

(2) 企画提案内容

1. 観光消費額向上

本業務が、伝統芸能（「神楽」やユネスコ無形文化遺産「壬生の花田植」等）を活用し高付加価値化による「稼ぐ」観光産業となる提案であること。

2. 観光客向け体験ツアー開発

神楽や花田植鑑賞などを組み込んだ体験型ツアーを商品化し、インバウンドを含めた観光目的地としての町の魅力を高める提案であること。

3. 若者の関与

将来の神楽や花田植の担い手となる若者を町内外から積極的に巻き込む仕組みを構築し、体験・学習・参加の機会を設け、都市部の若者と町との継続的な関係人口の増加と地元神楽団の存続・発展につながる提案であること。

4. 情報発信の強化

わかりやすく親しみやすいキャッチフレーズと統一的なロゴを掲げ、地域ブランドとして確立するとともに、情報発信のプラットフォームとなるホームページを整備し、SNSなどのデジタルツールを活用した情報発信の強化とインバウンドにも対応した広域的な認知拡大を図る提案であること。

5. 拠点施設との連携

伝統芸能の効果的なプロモーションの拠点を、舞ロード IC 千代田として観光客誘致を促進し、地域内の消費拡大、関連産業の活性化に繋げ、開発した体験ツアー等の新たなコンテンツが観光需要を喚起し、収益性を高める提案であること。

6. 事業推進主体の自立との多様な主体の参画

事業実施に当たり、NPO 神楽芸術研究所・北広島町神楽協議会・花田植保存会など関係各団体の主体的な参画と事業推進主体の自立が期待できる提案であり、併せて、町内で開催される主要神楽大会・花田植行事の魅力向上につながる提案であること。

(3) その他助言提案

(1)(2)の提案は、「交付金実施計画」にある KPI を達成する最低限の必要事項を記載するもので、記載のない事項に関する提案を妨げるものではないので、その他本事業に関連する独自の取組など本町のめざす将来像の実現につながる最良の提案を行うこと。

6 提出物

受託者は本業務の着手及び完了にあたって、以下の書類を提出すること。

(1) 実施計画書

受託者は、業務履行開始にあたり、あらかじめ実施計画書および工程表を作成し、契約を締結した日の翌日から 14 日を経過する日までに、委託者に提出して承認

を受けなければならない。また、実施計画を変更する場合は、あらかじめ承認を得ること。

(2) 実績報告書

受託者は、本業務に係る業務の実績報告として、受託者は業務を完了した日又は業務期間終了後すみやかに実績報告書を町に提出すること。

(3) その他の報告書

受託者は、上記(2)に定めのない報告書等の提出を委託者から求められた場合は、委託者と協議の上、別途作成し、提出すること。また、委託者からの求めに応じて証拠書類の提出を行うこと。

7 留意事項

- (1) 受託者は、町と連絡調整を十分に行い、円滑に業務を実施すること。
- (2) 受託者は、本業務の実施過程で疑義が生じた場合は、速やかに町に報告し協議を行い、その指示を受けること。
- (3) 受託者は、委託業務上発生した障害や事故について、大小に関わらず町に報告し、指示を仰ぐとともに、早急に対応を行うものとする。
- (4) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密として扱い、契約目的以外の利用や第三者への提供等を行ってはならない。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 受託者は、本業務における個人情報の取扱いにあたっては、個人情報の保護に関する法律を遵守しなければならない。
- (6) 本仕様書に定めのない事項や記載事項を変更する必要があるときは、双方が協議して定めるものとする。